

中学校長 殿

生駒市教育委員会
教育長 中田好昭

「生駒市立学校における運動部活動の方針」について

生駒市教育委員会は、平成30年3月19日付け、29ス庁第649号「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（依頼）」、平成30年4月3日付け、県教委からの「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを踏まえた部活動における休養日等について」並びに平成30年5月県教委が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するために、下記の取組を進めていただきますようお願いいたします。

記

<適切な運営のための体制整備>

- 1 校長は、「生駒市立学校における運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定すること。

運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。

- 2 校長は、上記1の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表すること。
- 3 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツを行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこと。

<適切な休養日等の設定>

- 4 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 5 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。
- 6 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- 7 なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられること。

なお、文化部については、「平成30年3月19日付け、29ス庁第649号」の「6 文化部活動について」において、「当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取り扱いをしていただきますようお願いいたします。」とされていることを踏まえ、適切に指導すること。